| No. | 質問区分                              | 質 問 内 容   | 回 答  | 回答日   |
|-----|-----------------------------------|---|--|-------|
| 178 | 事業者募集に関す<br>る資料 29ページ 第<br>2章3(3) | 選定委員会の委員長は決めないですか、それとも今後設定しますか。   | 都市公園条例施行細則第29条第1項に基づき、委員の互選により会<br>長を定めます。   | 7月15日 |
| 179 | 事業者募集に関す<br>る資料 37ページ 第<br>6章3(1) | 魅力向上に関する事業について公募対象公園施設、特定公園施設で行う催事が公園利用にふさわしくないか否かの基準、相談の手続きを教示願います。          | 一般的なイベント開催の基準に加え、鶴舞公園の特性を活かしたもの、特定の利用者に限定しないものにしてください。実施の可否については、その都度事前に協議してください。<br>一般的なイベント開催の基準は、No.121の回答をご参照ください。 | 7月15日 |
| 180 | る資料 39ページ 第                       | 5月18日の説明会時に現在使われていない大量の平板石材の活用をお願いしたいとの名古屋市からの要請がありましたが、これを敷石として利用することは可能ですか? | 可能です。  | 7月15日 |
| 181 |                                   | 決められた時間内での客の出入りを守れば宿泊施設は可能です<br>か?  | 宿泊施設の設置は想定していません。原則、正面南エリアの営業時間は午前6時から午前0時まで、秋の池及び熊沢山エリアは午前6時から午後9時までの範囲です。許可された営業時間外における施設の営業はできません。                  | 7月15日 |
| 182 | 別添2-1 2ページ<br>2(1)イ               | 土壌汚染検査の状況を教示願います。   | No.98の回答をご参照ください。  | 7月15日 |
| 183 |                                   | 工事施工に関する条件として整備・改修後、施設ごとに名古屋市の完了<br>検査を受けるとありますが施設個別に完了検査を行う趣旨でしょうか。          | ご理解のとおりです。   | 7月15日 |
| 184 | 別添3-2 6ページ<br>1(4)ウ(キ)            | 故障中のポンプ修繕費に関して、現状見積は取られていますか。   | 修繕に関する見積は取得していません。   | 7月15日 |
| 185 | 別添3-2 6ページ<br>1(4)ウ(キ)            | 定期整備に必要な各水景施設の機器仕様や図面をご開示願います。  | 追加資料で提供するインフラや井水に関する位置図、構造図、配管<br>系統図をご確認ください。   | 7月15日 |

| No. | 質問区分  | 質 問 内 容  | 回 答  | 回答日   |
|-----|---|--|--|-------|
| 186 | 別添3-2 6ページ<br>1(4)ウ(キ)                                | 公園内に点在する池について、どのような方法で水を行き渡らせているかをお示しください。(竜ヶ池で汲み上げてから各池に自然流化させているのか、各池に井戸やポンプがあるのか、等)池に補給される水は地下水、上水、雨水、など水源は何かご回答願います。給水に関する配管やポンプ等のスペックや配置など給水系統図があれば合わせてご提供願います。 | 公園内の池の水源は主に井水です。井水の配管等については、追<br>加資料として提供します。  | 7月15日 |
| 187 | 事業者募集に関す<br>る資料 12ページ 第<br>1章12                       | 本事業において事業者として選定された場合に登録した事業体への未登録の会社の出資は可能でしょうか。   | 応募登録をしていない事業者は整備運営事業者として認められませんが、本事業の公募条件において整備運営事業者の資金調達に関する制限は設けません。   | 7月15日 |
| 188 |   | 応募登録時に未登録の会社が応募登録構成員の法人の下で一体<br>となり応募登録法人からその業務の一部の委託を請けることは可能<br>でしょうか。   | 整備運営事業者であることが必須でないもの又は整備運営事業者が直接処理することが困難な場合もしくは委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で本市の承認を受けたもの(主たる部分を除く)については、第三者に業務の委託又は請負を行わせることが可能です。主たる部分については、No.21の回答を参照してください。 | 7月15日 |
| 189 | 事業者募集に関す<br>る資料 14ページ<br>第2章1(2) 及び 21<br>ページ 第2章2(6) | 第2章 公募に関する事項(2)資格要件の力に該当する法人が「整備<br>運営事業提案書提出書類」のNo.14、17、18、27、28に入り明記するこ<br>とは可能でしょうか。   | 書類No.17及び27は、応募者の能力・実績を記述していただくものです。応募者以外の法人について記述することはできません。書類No.14,18,28は、具体的な実施体制等について記述いただくものです。応募者以外の業務を委託する第三者等を含めて記述していただいて問題ありません。                   | 7月15日 |
| 190 | 事業者募集に関す<br>る資料 21ページ<br>第2章2(6)                      | 応募登録時の提出書類の法人登記簿謄本は副本も原本が必要で<br>しょうか?  | 原本は正本のみでかまいません。  | 7月15日 |
| 191 | 事業者募集に関す<br>る資料 21ページ<br>第2章2(6)                      | 応募登録時の提出書類の様式4~様式8において押印が必要なものはありますでしょうか?  | 押印が必要な書類はありません。  | 7月15日 |
| 192 | が   | 特定の会員のみが利用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」と行う施設とすることはできません。とありますが、独占的、排他的でなければ、会員制度を設けることは可能でしょうか。  | 提案の内容によりますが、会員制度を禁止するものではありませ<br>ん。  | 7月15日 |
| 193 |   | 現在、指定管理者が自主事業で行っている売店の売上をご教示願<br>います。  | 指定管理者が自主事業により行っている売店の売上について、提供<br>の予定はありません。   | 7月15日 |

| No. | 質問区分                    | 質 問 内 容  | 回 答   | 回答日   |
|-----|-------------------------|--|---|-------|
| 194 |                         | 「自主事業で有料公園施設を使用する場合も、原則、名古屋市都市公園条例に定める使用料を名古屋市に支払う必要があります。」とありますが、施設の設置目的に合致した自主事業の場合も使用料を市に支払うのでしょうか。           | 提案の内容によりますが、原則、使用料を市に支払っていただきま<br>す。  | 7月15日 |
| 195 | 別添3-2 9ページ<br>1(4)エ(イ)c | 自家用電気工作物の保守点検対象の設備内容を一覧でお示し下さい。  | 追加資料で提供するインフラ参考図をご確認ください。   | 7月15日 |
| 196 | 別添3-14                  | 緑化センターの図面について、拡大をしても文字等がぼやけるため<br>読み取りが難しいのですが、鮮明なデータ等の提供は可能でしょう<br>か。   | 募集要項を公表しております下記本市公式ウェブサイトに、より高解像度の資料を掲載いたしました。<br>https://www.city.nagoya.jo/ryokuseidoboku/page/0000140232.html  | 7月15日 |
| 197 | 別添2-1 17ページ<br>2(3)オ(エ) | 整備を必須とする特定公園施設のうち放送設備について、整備場所の<br>大半が指定管理区域となりますが、設置後は指定管理料で設備の維持<br>管理を行うことは可能でしょうか。                           | 整備を必須とする特定公園施設のうち放送設備については、本市に譲渡したのち指定管理対象施設とします。指定管理料で設備の維持管理をしていただくことが可能です。   | 7月15日 |
| 198 | 尹禾日芬未  に関り              | 魅力向上事業の定義は、事業者の自主財源や公募対象公園施設等の収益を充当して整備区域または整備区域および指定管理区域にまたがって行う事業と、指定管理料を充当して指定管理業務として行う事業がそれにあたる認識でよろしいでしょうか。 | 魅力向上事業は、公募対象公園施設、特定公園施設、指定管理施設すべてを活用して実施する催事、広報、演出等です。公募対象公園施設、特定公園施設においては、設置管理許可に基づき、事業者の収益で実施してください。指定管理区域については指定管理業務または自主事業として実施してください。指定管理業務であれば指定管理料を充当できませが、自主事業として実施する場合は、指定管理料を充当できません。 | 7月15日 |
| 199 | る資料 23ページ 第             | プレゼンテーションではプロジェクターを使用した発表が可能でしょうか。その場合、投影資料は当該提出書類の内容と完全に同一でなければならないでしょうか?                                       | 第2次評価において、プロジェクターは使用できません。第1次評価<br>通過後にご提出いただく資料のみを用いてプレゼンテーションをして<br>いただきます。   | 7月15日 |
| 200 | 別添3-18ページ3(1)<br>イ      | 賃金水準の変動への対応において、「各年度の人件費には賃金水準の変動による増減額は計上しないでください」とありますが、配置者の昇格等を見込んだ増額の計上はよろしいでしょうか。                           | ご理解のとおりです。  | 7月15日 |
| 201 |                         | 指定管理料を充当して指定管理業務として行う魅力向上事業との違いの考え方をご教示願います。   | 様式31では、指定管理業務として実施する魅力増進・利用促進に関する提案を記述してください。公募対象公園施設、特定公園施設、<br>指定管理施設にまたがって実施する魅力向上事業については、様<br>式37に記述してください。   | 7月15日 |

| No. | 質問区分                                   | 質 問 内 容  | 回答  | 回答日   |
|-----|--|--|---|-------|
| 202 | 様式37                                   | 魅力向上事業の提案についてはこちらに記載することでよろしいで<br>しょうか。  | No.201の回答を参照してください。   | 7月15日 |
| 203 | 様式39及び様式40                             | 共同事業体で応募する場合は申請者の名称欄は共同事業体名と代<br>表団体の法人名を併記することでよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  | 7月15日 |
| 204 | 様式41                                   | 臨時、嘱託の配置人数について1日の労働時間が8時間に満たず、<br>それぞれ労働時間の異なる者を複数配置することが想定されます<br>が、8時間/人として1日4時間勤務の配置ポストは0.5人として足し上<br>げていけばよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  | 7月15日 |
| 205 | る資料 18ページ                              | 提案書の作成にあたり、過去の名古屋市の公募でございました、代<br>表企業、構成員及び協力会社の名称を客観的に特定できる記載は<br>行わない配慮は必要なかったでしょうか。                                 |   | 7月15日 |
| 206 | 事業者募集に関す<br>る資料第2章 26<br>ページ 3(1) イ(イ) | 第2次評価では、スライドの投影は可能でしょうか。   | No.199の回答を参照してください。   | 7月15日 |
| 207 | 事業者募集に関す<br>る資料 21ページ 第<br>2章 2(6)     | 8の過去2年間の「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書は、証明書の種類その1という認識でよろしいでしょうか。   | 過去2年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を納税した証明、または未納がない証明をご提出ください。納税証明書の種類については、税務署にご確認ください。 | 7月15日 |